

第13章 有価証券偽造の罪

* 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行日の前日までの間は「拘禁刑」「有期拘禁刑」は下段の（懲役）（禁錮）（有期懲役）となります。

（有価証券偽造等）

第162条 行使の目的で、公債証書、官庁の証券、会社の株券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、3月以上10年以下の拘禁刑に処する。

2 行使の目的で、有価証券に偽造の記号を付した者も、前項と同様とする。

（偽造有価証券行使等）

第163条 偽造若しくは変造の有価証券又は虚偽の記入がある有価証券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者は、3月以上10年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

① 有価証券偽造、同行使、詐欺（162条1項、163条1項、246条1項）

……小切手の偽造

被疑者は、名古屋市中村区〇〇1丁目8番6号株式会社大柴産業に勤務していたものであるが、同会社振出名義の小切手を偽造して金員を詐取しようとして、令和〇〇年3月10日ころ、同会社事務室において、行使の目的で、ほし^①いままに^{③ア}、同会社所有の〇〇銀行〇〇支店あての小切手用紙1枚を使用し、その振出人欄に、同所にあった「名古屋市中村区〇〇1丁目8番6号、株式会社大柴産業代表取締役大柴国夫」と刻したゴム印を押捺し、その名下に大柴と刻した丸印及び株式会社大柴産業之印と刻した角印をそれぞれ盗捺し、さらに、万年筆を用い、金額欄に「85万円」、振出日欄に「令和〇〇年3月11日」

と記入したほか所要事項を記載し、もって、同会社代表取締役大柴国夫振出名義の〇〇銀行〇〇支店あて金額85万円の^②小切手1通を偽造した上、同月11日、同区〇〇2丁目〇番〇号〇〇銀行〇〇支店において、同店係員に対し、上記偽造の小切手を真正に成立したもののよう^③に装い、その支払いを求めて呈示して行使し、同係員をしてその旨誤信させ、よって、即時同所において、同係員から小切手金支払い名下に現金85万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させたものである。

② 有価証券偽造、同行使、詐欺……約束手形の偽造等

被疑者は、令和〇〇年1月7日ころ、名古屋市中村区〇〇3丁目2番9号の自宅において、行使の目的で、ほし^①いままに^②、セックライターの用い、約束手形用紙1枚の金額欄に「500,000」、支払期日欄に「令和〇〇年2月10日」、振出日付欄に「令和〇〇年1月7日」、支払地及び振出地欄に「名古屋市中村区〇〇2丁目6番3号、山井金一」と記入した上、その振出人名下にあらかじめ買い求めておいた山井と刻した印章を押捺し、もって、山井金一振出名義の約束手形1通を偽造し、同月8日ころ、同市昭和区〇〇6丁目7番3号大西千枝方において、同人に対し、上記偽造にかかる約束手形を真正に成立したもののよう^③に装い、割引方を依頼して交付して行使し、同人をしてこれが真正に成立したものと誤信させ、よって、そのころ、同所において、同人から手形割引金名下に現金40万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させたものである。

③ 有価証券偽造、同行使、詐欺……商品券の偽造等

被疑者は、令和〇〇年〇月〇日ころ、東京都〇区〇〇の自宅において、行使の目的で、ほし^①いままに^{③ア}、パソコンと電子複写機を用い、複写用紙に甲株式会社

が発行する額面〇〇円の商品券^②の表面及び裏面を複写し、これを裁断するなどし^{③ウ}て、有価証券である同会社発行の額面〇〇円の商品券^②〇枚を偽造^{③イ}した上、同月〇日午前10時30分ころ、同区〇〇所在の〇〇株式会社乙〇〇店において、同店店員A^④に対し、本物であるかのように装って、上記偽造商品券〇枚を提出して行使し、商品券でカメラを購入したいと申し込み、上記Aに本物の甲社発行の商品券による商品の購入申し込みであると信じ込ませ、カメラ（販売価格〇〇円）の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させたものである^⑤。

上記は、名古屋地判平9・10・16判タ97の事例を参考にしたものである。

④ 有価証券虚偽記入（162条）

被疑者は、令和〇〇年9月8日ころ、東京都港区〇〇1丁目2番3号の自宅において、行使の目的^①で、ほしいままに^{③ア}、同日付、被疑者振出名義の額面300万円、支払期日令和〇〇年1月7日、支払場所〇〇銀行、支払人江藤株式会社とする為替手形1通の引受欄に、いずれも偽造の上記会社名及び代表取締役Aのゴム印を用いて江藤株式会社代表取締役Aと記入し、その名下にあらかじめ作成しておいた上記手形^②を押捺^③し、同会社において引受けをした旨上記手形に虚偽の記入^③をしたものである^⑤。

162条の罪は、行使の目的^①で、有価証券^②を偽造、変造し、又は有価証券に虚偽の記入^③をすることによって成立し、これを行使し、又は行使の目的でこれを人に交付し、輸入することによって163条の罪が成立する^⑤。

本罪の解説は、以下によるほか、前章文書偽造の罪の解説をも参照されたい。

① 「行使の目的」とは、真正の有価証券として使用する目的をいい、必ずしもその証券本来の効用に従い、これを転々流通させる目的があることを必要としない（判例は、親族に呈示する目的があるにとどまる場合でも、行使の目的があるとす。）。この目的は構成要件要素であって、犯罪事実には「行使の目的で」と記載する必要がある。なお、第①例冒頭の「小切手……詐取しようと企て」との記載

は、偽造、行使、詐欺の動機及び行使の目的を具体的に示しているわけである。

② 客体は有価証券である。最判昭34・12・4刑集13・12・3127によれば、「有価証券とは、証券に表示されている権利の行使または移転に通常その証券の占有を必要とするものを指称する」のであるが、さらに、「その証券上の権利が記載内容から必ずしも明瞭とは言い難い場合でも、取引上の慣習と相まって、その権利が証券に表象されているものと同様に取引の客体とされているものも刑法上の有価証券と解するのが相当である。」とされている。その証券が流通性を有すると否とを問わない。この要件を満たさないものは私文書になる。従来有価証券の例として挙げられてきたものは、約束手形、小切手、荷為替手形、郵便為替証書、貨物引換証、株券、社債券、乗車券・特急券、定期乗車券等、宝くじ、勝馬投票券、商品券などである。ゴルフクラブの預り金証券の有価証券性については、裁判例が分かれており（東京地判昭53・3・28等判時875、890、911）、N T T発行にかかるテレホンカードについては、

- ・有価証券に当たるか
- ・その一部である磁気部分の通話可能度数を不正に改ざんすることが有価証券の変造に当たるか
- ・それをカード式公衆電話機のカートに挿入して使用することは、有価証券の行使に当たるか

という問題点がある。テレホンカードの磁気情報は、テレホンカードの磁気情報部分に記録された通話可能度数を権限なく改ざんした上、これをカード式公衆電話機に挿入して使用した行為につき、有価証券変造、同行使罪の成立を認め（最決平3・4・5刑集45・4・171）、パチンコ店において使用されるプリペイドカードについては、東京高判平6・8・17判時1549が有価証券性を認めているが、後記（第14章②208頁参照）のとおり、支払用カード電磁的記録に関する罪が新設されたため、支払用カードの電磁的記録部分の偽変造については、支払用カード電磁的記録不正作出罪のみが成立し、電磁的記録を除くカードの外観（可視的な作成名義。）の偽変造について、その外観に対する信頼を別途保護する必要がある場合に、有価証券偽変造罪が成立することとなる。